

IKOMA LOCAL BUSINESS HUB 運營業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 件名

IKOMA LOCAL BUSINESS HUB 運營業務

(2) 業務の目的

【本業務全体】 生駒市内で「変革」と「挑戦」に取り組む事業者の発掘と育成

【アイデア編】 創業や既存事業の発展・成長を目指す「きっかけ」を提供するとともに各事業者のアイデアが膨らむ支援を行う。

【プラン編】 創業予定者が創業する事業を持続的に行えるように、事業アイデアのブラッシュアップや事業の実践につながる支援を行う。

【アクション編】 既存事業者が営む既存事業の発展・成長につながる支援を行う。

(3) 業務内容

別紙「IKOMA LOCAL BUSINESS HUB 運營業務に係る仕様書」のとおり

(4) 業務期間

契約締結日～令和7年3月31日

(5) 留意事項

2 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとします。

① 第1次審査（書類審査）

提出された業務実施体制回答書及び企画提案書を審査・採点し、高い評価を得た提案者6者を選考します。ただし、プロポーザルの提案者が6者以下の場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において提出書類審査及びヒアリング等による審査を実施できるものとします。

実施日：令和6年4月30日（火）予定

②第2次審査（ヒアリング等による最終審査）

第1次審査により選考された者に対し企画提案についてのプレゼンテーションによるヒアリング等を実施し、評価基準に基づいて再評価し、最も優れている提案を特定します。

(1) 実施日：令和6年5月7日（火）予定

※実施時間、場所等については別途通知する。

(2) 出席者：3名以内とする

(3) 説明等

- ア プレゼンテーションの時間は、準備及び片付時間も含め、1者につき20分以内とする。
- イ プレゼンテーション終了後、15分以内でヒアリング時間を設ける。
- ウ プレゼンテーションは、提出した企画提案書に基づいて行うものとし、他の資料配布は認めない。
- エ プレゼンテーションにパソコンが必要な場合は、各自で用意すること。会場、スクリーン、プロジェクター及び電源については本市で用意する。

③審査結果の通知

・第1次審査

審査結果を電子メールで通知します。なお、選考された者のみ、審査結果及びヒアリング等を実施する旨を電子メールで通知します。

・第2次審査

審査結果を電子メールで通知します。

3 業務に要する費用（契約上限額）

12, 100, 000円（消費税及び地方消費税を含む）

なお、参考見積書の金額が、業務に要する費用（契約上限額）を超過した場合は失格とする。

4 参加資格

次に掲げる事項を全て満たす者

- (1) 申請書類提出時において、本市より入札参加停止措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続き開始の申立てをしていないこと、及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。
- (5) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続き開始の申立てをしていないこと、及び開始決定がされていないこと。
- (6) 次に該当する法人等でないこと。

ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以

下同じ。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(7) 生駒市政治倫理条例(平成20年6月条例第25号)第16条に規定する法人等でないこと。

(8) 公示日から過去5年間において、国や地方公共団体から創業セミナー等業務の受託実績があり、本業務の遂行に必要な経験やノウハウを十分に有していること。

5 質問の受付及び回答

(1) 提出期限：令和6年4月19日(金)17時00分まで(必着)

(2) 提出方法：別添の質問書(様式1)により、電子メールにて提出すること。

(電子メールアドレス) ikokei@city.ikoma.lg.jp

※電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しません。

(3) 回答日：令和6年4月23日(火)17時00分

(4) 回答方法：市公式ホームページに掲載

6 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類・必要部数

①業務実施体制回答書及び企画提案書提出届(様式2) 原本1部

②実施体制各種調書及び企画提案書等 原本1部、副本8部(副本については、提案者名が分からないようにマスキング処理等を施すこと。)

ア 会社概要(様式3)

イ 業務実績調書(様式4)

ウ 担当者名簿(様式5)

エ 責任者の経歴及び実績等調書(様式6)

オ 再委託調書（様式7） ※再委託する場合のみ

カ 誓約書（様式8）

キ 役員等一覧表（様式9）

ク 業務スケジュール（任意様式）

ケ 企画提案書及び実施体制図（任意様式）

コ 参考見積書（任意様式）

※仕様書の業務内容や企画提案書の内容に応じた見積内訳を添付してください。

※本業務に係る必要な経費を算出し、詳細に記載すること。なお、参考見積書の金額が業務に要する費用（契約上限額）を超過した場合は失格となるため、留意すること。

※消費税及び地方消費税について明確に分かるよう記載すること。

サ 法人について、最新の事業年度の納税証明書（「法人税」及び「消費税及地方消費税」）の写し

シ 商業登記簿謄本若しくは現在事項証明書（履歴事項証明書でも可）の写し

※企画提案書提出時前3カ月以内のものに限る。

（2）作成要領

別紙「企画提案書等作成要領」を参照

（3）提出期限等

①提出期限：令和6年4月26日（金）17時00分まで（必着）

②提出場所：生駒市役所 地域活力創生部 商工観光課（市役所2階26番）

③提出方法：（1）及び（2）の両方

（1）持参又は郵送

なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

（2）電子メールによるPDFデータの提出

提出先メールアドレス：ikokei@city.ikoma.lg.jp

8 日程

公示	令和6年4月15日(月)
質問受付締切	令和6年4月19日(金) 17時00分まで
質問回答	令和6年4月23日(火) 17時00分にHPで掲載
企画提案書等受付締切	令和6年4月26日(金) 17時00分まで
第1次審査	令和6年4月30日(火) (予定)
第2次審査	令和6年5月7日(火) (予定)
結果通知	令和6年5月9日(木) (予定)

契約締結	令和6年5月中旬（予定）
業務開始	令和6年5月中旬（予定）

8 配点

①事業者に関する項目	10点／100点
②見積書に関する項目	10点／100点
③企画提案書・ヒアリングに関する項目	80点／100点

9 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とします。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) ヒアリング等に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書の金額が、「3.業務に要する費用（契約上限額）」を超えたもの

10 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとしします。

なお、その際には、特定された者はあらためて見積書を提出するものとしします。

11 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがあります。
- (3) 提出書類は返却しないとともに、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しません。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とします。
- (5) 「業務実施体制回答書」に記載した配置予定の担当者は、原則として変更できないものとしします。

なお、やむを得ない理由により変更する場合には、本市と協議のうえ決定するものとしします。

- (6) 生駒市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象文書となり

ます。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がありますので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出てください。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とします。

1.2 担当部署（提出・問合せ先）

生駒市 地域活力創生部 商工観光課 担当：工藤 粉家

生駒市東新町8-38 電話：0743-74-1111 内線2261

メールアドレス：ikokei@city.ikoma.lg.jp